

福岡県公報

平成25年1月29日
第3466号

目次

告示(第116号-第120号)

- 漁業法に基づく内水面における区画漁業の免許 (水産振興課) …………… 1
- 福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (総務事務センター) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 土地収用法に基づく事業の認定 (用地課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 6

公告

- 落札者等の公示 (市町村支援課) …………… 6
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (職業能力開発課) …………… 7

収用委員会

- 土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) …………… 7

雑報

- 平成24年度行政書士試験の合格者の発表 (市町村支援課) …………… 8

告示

福岡県告示第116号

漁業法(昭和24年法律第267号)第10条の規定に基づき、内水面における区画漁業を次のように免許した。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

1 免許番号 内区第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	小割式こい養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 八女市黒木町大字大淵字向平

ウ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ9度50分、279メートルの点

(ロ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ4度15分、184メートルの点

(ハ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から左へ8度25分、196メートルの点

(ニ) 基点第1号から基点第2号を見通した線を基線として、基点第1号から右へ6度35分、287メートルの点

基点第1号 八女市矢部村大字矢部字日向神33-7日向神運動公園入口道路東角

基点第2号 八女市黒木町大字大淵12001黒岩トンネル入口南角

(2) 漁業権者の住所 八女市山内748番地

(3) 漁業権者の氏名 矢部川漁業協同組合 代表理事組合長 山本瑞穂

(4) 地元地区 八女市

(5) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(6) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

2 免許番号 内区第2号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-2外

ウ 漁場の区域 基点第3号と基点第4号を結ぶ直線と基点第5号と基点第6号を結ぶ直線の間の黄金川の区域

基点第3号 朝倉市屋永198に接する黄金川の右岸に設置した標識

基点第4号 朝倉市屋永198に接する黄金川の左岸に設置した標識

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

(2) 漁業権者の住所 朝倉市屋永2949番地

(3) 漁業権者の氏名 合資会社 川茸元祖遠藤金川堂 代表社員 遠藤 淳

(4) 地元地区 朝倉市

(5) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(6) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

3 免許番号 内区第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	すいぜんじのり養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 朝倉市屋永6023-4外

ウ 漁場の区域 基点第5号と基点第6号を結ぶ直線と小机橋（朝倉市屋永2716-1及び朝倉市屋永3542-1）の下流端の線との間の黄金川の区域

基点第5号 朝倉市屋永260の黄金川の右岸に設置した標識

基点第6号 朝倉市屋永258の黄金川の左岸に設置した標識

(2) 漁業権者の住所 朝倉市屋永2951-1

(3) 漁業権者の氏名 有限会社 喜泉堂 代表取締役 羽野 俊彦

(4) 地元地区 朝倉市

(5) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(6) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

4 免許番号 内区第4号から第45号まで

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類 第2種区画漁業

イ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

ウ 免許番号、免許の内容たるべき事項及び地元地区

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の氏名	漁業の名称	漁場の位置	漁場の区域	許の内容た	べき事項	地元地区
						るべき事項		
内区第4号	飯塚市蓮台寺52番地1	小山松壽	こい養殖業	飯塚市蓮台寺376	宮の前中堤溜池の全水域			飯塚市
内区第5号	飯塚市蓮台寺52番地1	小山松壽	こい養殖業	飯塚市蓮台寺918外	巡出溜池の全水域			飯塚市
内区第6号	飯塚市鹿毛馬1314-1	安藤利光	にしきごい養殖業	飯塚市弁分444	今丸溜池の全水域			飯塚市
内区第7号	飯塚市鹿毛馬1314-1	安藤利光	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬字一ッ家699-3	一ッ家溜池の全水域			飯塚市
内区第8号	飯塚市鹿毛馬1314-1	安藤利光	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬796	小峠溜池の全水域			飯塚市
内区第9号	飯塚市鹿毛馬1314-1	安藤利光	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬18-5	ナギノ溜池の全水域			飯塚市
内区第10号	飯塚市鹿毛馬1314-1	安藤利光	にしきごい養殖業	飯塚市鹿毛馬984	古賀ノ下溜池の全水域			飯塚市
内区第11号	飯塚市高田967番地1	矢野正人	こい養殖業	飯塚市高田1767-1	乱橋溜池の全水域			飯塚市

内区第12号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	こい養殖業	筑紫野市天拝坂六丁目2-1	水石谷池の全水域	筑紫野市
内区第13号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	こい養殖業	筑紫野市天拝坂六丁目2-6	中谷池の全水域	筑紫野市
内区第14号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	こい養殖業	筑紫野市天拝坂一丁目5-1	狐谷池の全水域	筑紫野市
内区第15号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	こい養殖業	筑紫野市塔原西二丁目555-2外	原口池の全水域	筑紫野市
内区第16号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	ふな養殖業	筑紫野市塔原西一丁目957-2	脇田池の全水域	筑紫野市
内区第17号	筑紫野市塔原西二丁目18番8号	有限会社広松養魚場 代表取締役 広松 正嘉	こい養殖業	筑紫野市岡田93外	岡田池の全水域	筑紫野市
内区第18号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宗像市村山田1400-1	青木原池の全水域	宗像市及び福津市
内区第19号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宗像市日の里五丁目2-4	蓮池の全水域	宗像市及び福津市
内区第20号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野197	鍋谷池の全水域	古賀市及び福津市
内区第21号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野282	小野池の全水域	古賀市及び福津市
内区第22号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	古賀市薦野343外	山ノ神池の全水域	古賀市及び福津市
内区第23号	糸島市山北397-1	吉丸健一	こい養殖業	糸島市大字井原2250	整理池の全水域	糸島市
内区第24号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北415	新池の全水域	糸島市
内区第25号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北289	山北池の全水域	糸島市
内区第26号	糸島市山北397-1	吉丸健一	にしきごい養殖業	糸島市大字山北259-1	井田池の全水域	糸島市

内区第27号	古賀市谷山886番地7	小川寿幸	にしきごい養殖業	古賀市小山田17	寺浦池の全水域	古賀市
内区第28号	古賀市谷山886番地7	小川寿幸	にしきごい養殖業	古賀市米多比708外	山ノ神下池の全水域	古賀市
内区第29号	古賀市谷山886番地7	小川寿幸	にしきごい養殖業	古賀市米多比712	山ノ神上池の全水域	古賀市
内区第30号	古賀市谷山886番地7	小川寿幸	にしきごい養殖業	古賀市小山田561	井堀池の全水域	古賀市
内区第31号	古賀市谷山886番地7	小川寿幸	にしきごい養殖業	古賀市谷山599	鍛冶ヶ浦池の全水域	古賀市
内区第32号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	福津市本木866-1	一築区池の全水域	福津市
内区第33号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	福津市本木5-1	小越池の全水域	福津市
内区第34号	宮若市稲光1212-2	豊福俊次	こい養殖業	宮若市稲光245	宇佐宮溜池の全水域	宮若市
内区第35号	宮若市稲光1212-2	豊福俊次	こい養殖業	宮若市稲光264-2	多々良溜池の全水域	宮若市
内区第36号	宮若市黒丸1219-3	有吉巖	にしきごい養殖業	宮若市黒丸1202	谷の上池の全水域	宮若市
内区第37号	宮若市黒丸1219-3	有吉巖	にしきごい養殖業	宮若市黒丸781-1	尾園池の全水域	宮若市
内区第38号	福津市本木957番地1	清水清幸	にしきごい養殖業	宮若市山口4603	鳴水池の全水域	宮若市及び福津市
内区第39号	嘉穂郡桂川町大字土師28番地33	圓入昌訓	にしきごい養殖業	嘉麻市中益915	コトゴモリ池の全水域	嘉麻市及び嘉穂郡桂川町
内区第40号	嘉穂郡桂川町大字土師28番地33	圓入昌訓	にしきごい養殖業	嘉麻市中益928	狸穴池の全水域	嘉麻市及び嘉穂郡桂川町
内区第41号	嘉麻市千手367番地	山本猛	こい養殖業	嘉麻市千手509	一丁五反溜池の全水域	嘉麻市
内区第42号	田川郡福智町伊方1027番地	高津康則	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方484-1	大原溜池の全水域	田川郡福智町
内区第43号	田川郡福智町伊方1027番地	高津康則	にしきごい養殖業	田川郡福智町伊方476	朝倉溜池の全水域	田川郡福智町

内区第44号	田川郡福智町伊方1160番地	高津隆晴	にしきごい 養殖業	田川郡福智町伊方1131-2	長迫溜池の全水域	田川郡福智町
内区第45号	田川郡福智町伊方1160番地	高津隆晴	にしきごい 養殖業	田川郡福智町伊方1174	栗川溜池の全水域	田川郡福智町

(2) 存続期間 平成25年1月1日から平成29年12月31日まで

(3) 制限又は条件

前年度の実績及び当年度養殖業実施計画を毎年4月30日までに、県知事に報告しなければならない。

福岡県告示第117号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号。以下「旧告示」という。）は平成25年3月31日限り廃止する。

なお、この告示の施行前に、旧告示に基づいて決定された入札参加資格は、この告示により決定されたものとみなし、第3の2ただし書の規定に基づく入札参加資格申請のうち入札参加資格の有効期限が平成25年9月30日までのものについては、なお従前の例による。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

4 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

5 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

6 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

第2 入札参加資格

1 入札参加資格の等級は、AA、A及びBに区分し、それぞれの等級への格付の基準は、知事が別に定める。

2 知事は、入札参加資格審査の申請があったときは、次に掲げる事項について行った審査の結果を別に定める基準により総合的に勘案した上で、入札参加資格を決定するものとする。

- (1) 従業員数
- (2) 年間売上高
- (3) 自己資本金
- (4) 流動比率
- (5) 経営年数
- (6) 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

第3 入札参加資格審査申請の方法等**1 申請の方法**

入札参加資格を得ようとする者は、知事が別に定めるところにより、競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請の時期

競争入札参加資格審査申請書の提出期間は、毎年7月1日から同月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の締結が見込まれるときその他知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格を取得したときから同日以後における最初の登録基準年（2013年以後の2年ごとの年をいう。）の9月末日までとする。

福岡県告示第118号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市西福岡四丁目4560番25の一部、4560番49から4560番52まで、4739番4から4739番8まで、4742番7の一部、4742番9、4938番1、4938番3から4938番5まで、5082番4から5082番6まで、5082番7の一部及び字北原5101番1の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福津市宮司一丁目10番35号

株式会社 グランデポ

代表取締役 小野 大智

福岡県告示第119号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので

、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

1 起業者の名称

久留米市

2 事業の種類

久留米市田主丸多目的グラウンド及び田主丸体育館駐車場整備事業

3 起業地**(1) 収用の部分**

福岡県久留米市田主丸町船越字高原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由**(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について**

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する運動場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

久留米市田主丸多目的グラウンド及び田主丸体育館（以下「本件施設」という。）は、2施設とも地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定する普通地方公共団体が設置する公の施設に該当するため、久留米市は本件事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、久留米市は平成24年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、久留米市が同市田主丸町船越字高原地内において、本件施設に近接する土地を取得して、本件施設駐車場の整備を行うものである。

久留米市田主丸多目的グラウンドは久留米市東部地域の社会体育における核となる施設として、久留米市田主丸体育館は地域の活動団体による体育活動に利用され

る施設として、隣接して整備され、平成15年4月から供用開始された。

本件施設の駐車場は利用者数に対して駐車場が不足しているが、駐車場不足の問題は、施設利用者には不便をかけるだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害ともなる。そこで、近接する旧JAにじ船越支所の駐車場を一時借用し、加えて年に数回、久留米市立船越小学校の運動場を駐車場として目的外使用許可を得て、対応してきた。

しかし、JAにじの組織の統廃合により、旧JAにじ船越支所の敷地が売却される予定であり、一時借用することが出来なくなる。また、小学校の運動場は、来年度以降の土曜日授業再開に伴う開放時間の減少に加え、駐車場としての目的外使用が困難になるため、早急な駐車場整備が必要不可欠な状況となっている。

ア 本件事業の完成により得られる利益については、スポーツの振興を図ることができるとともに、本件施設利用者の利便性の維持向上を図り、もって、久留米市が目指す生涯スポーツ社会づくりに寄与するなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、起業者は本事業計画において、住民の利便性・安全性、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行っている。その結果、土地利用計画に支障がなく、本件施設に近接して利用できるため住民の利便性・安全性が高く、最小限の造成工事で済み、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、駐車場不足は施設利用者には不便をかけるだけでなく、交通上の危険の増大をもたらし、周辺住民の生活環境の障害となるが、これまで臨時駐車場として使用してきた旧JAにじ船越支所敷地の売却が予定され、加えて、久留米市立

船越小学校の運動場の使用が来年度以降できなくなることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、久留米市から申請のあった久留米市田主丸多目的グラウンド及び田主丸体育館駐車場整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

久留米市田主丸総合支所（文化スポーツ課）

福岡県告示第120号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町永治字南永治521番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

みやま市高田町永治520番地

塚本 哲史

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る物品の名称及び数量
名称 小選挙区選挙公報 外2件
数量 2,378,500部 外
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成24年11月19日
- 契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社西日本新聞印刷
(2) 所在地
福岡市博多区吉塚8丁目2番15号
- 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
65,996,122円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第6号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県職業能力開発促進条例施行規則（平成25年福岡県規則第1号）の制定を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課に備え置きます。

平成25年1月29日

福岡県知事 小川 洋

- 意見を募集しなかった理由
本規則は、福岡県職業能力開発促進条例（平成24年福岡県条例第60号）の施行に関し必要な事項を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第6号に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものです。

- 規則の公布日

平成25年1月25日

収用委員会

福岡県収用委員会告示第7号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成25年2月19日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成25年1月29日

福岡県収用委員会

- 事件名
平成24年度福収権第11号事件、平成24年度福収明第11号事件及び平成24年度福収明第12号事件
- 事業名
高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事
- 通知を受けるべき者
(1) 豊前市大字松江638番1所在の収穫樹の所有者
後藤あり子、井上清治、小田原夏美、下山初、古屋政則、木村公宣、迫田政子、

横尾美津子、中本邦子、溝本輝子、下垣内順子、木村康雄、三浦勝恵、藤木晋、久留島昌子、長谷好男、橋本栄一、田村幸子、竹下五十鈴、中下量人、上王利ツル子及び長田あゆみ並びに豊前市大字松江638番1所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者

(2) 豊前市大字松江638番2所在の収穫樹の所有者

三宅美鈴、楠林ミチ子、柴田ヒロ子、金光優一郎、木戸誠一、渡辺ヒロ子、宮崎富子、田淵ますみ、種木良子、高山種世、森祥子、橋口尚子及び西岡直智並びに豊前市大字松江638番2所在の収穫樹に明認札をもって当該物件を所有する氏名及び住所不明の者

4 通知すべき書類

平成25年1月29日付け24福収第19号-2、24福収第20号-2「審理の開催について」

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成24年度行政書士試験（平成24年11月11日実施）の合格者を平成25年1月28日に次のように発表したので、お知らせします。

平成25年1月29日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯部 力

受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号	受 験 番 号
7910019	7910151	7910231	7910328	7910414
7910025	7910152	7910233	7910336	7910416
7910026	7910156	7910244	7910344	7910420
7910049	7910161	7910251	7910351	7910429
7910056	7910163	7910259	7910359	7910431
7910075	7910169	7910278	7910365	7910455
7910117	7910194	7910281	7910389	7910478
7910123	7910202	7910302	7910393	7910480
7910125	7910212	7910310	7910398	7910496
7910126	7910221	7910315	7910406	7910499
7910127	7910228	7910324	7910410	7910513

7910517	7910773	7911092	7911501	7912043
7910521	7910781	7911114	7911547	7912086
7910527	7910782	7911127	7911560	7912164
7910543	7910788	7911131	7911623	7912210
7910545	7910801	7911132	7911641	7912256
7910547	7910813	7911141	7911652	7912343
7910555	7910819	7911150	7911656	7912351
7910556	7910822	7911152	7911716	7912356
7910583	7910824	7911153	7911746	7912412
7910589	7910828	7911204	7911748	7912420
7910590	7910831	7911211	7911750	7912423
7910593	7910847	7911230	7911793	7912466
7910624	7910848	7911235	7911795	7912493
7910637	7910872	7911265	7911810	7912504
7910639	7910876	7911268	7911871	7912517
7910642	7910878	7911289	7911881	7912565
7910643	7910890	7911324	7911892	7912583
7910648	7910897	7911326	7911894	7912651
7910653	7910924	7911338	7911897	7912655
7910669	7910949	7911350	7911929	7912663
7910677	7910960	7911356	7911934	7912787
7910678	7910978	7911369	7911960	7912913
7910703	7910997	7911392	7911963	7912963
7910728	7911039	7911398	7911969	7912975
7910730	7911051	7911401	7911984	7913010
7910746	7911056	7911406	7911998	7913032
7910750	7911070	7911407	7912005	7913036
7910755	7911078	7911416	7912032	
7910760	7911082	7911487	7912036	